

屋外広告物のてびき

貝 塚 市

令和 4 年 7 月

目 次

1. 屋外広告物の規制の必要性	1
2. 屋外広告物とは	1
3. 設置のルール	2
4. 禁止物件（設置できない物件）	3
5. 禁止区域（設置できない場所）	4
6. 許可区域（許可が必要な場所）	5
7. 許可基準	6
8. 表示制限物件（電柱等を利用する広告物）	12
9. 許可申請手続き	13
10. 許可申請書類	14
11. 許可申請手数料	15
12. その他関係法令	16
13. 規制を受けない広告物（適用除外）	17
14. その他の注意事項	19

1 屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益であり、まちを活気づけるものです。

しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫し、まちの美観や自然の風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請されることとなります。特に平成16年の「景観法」成立後は、美しいまちなみと良好な景観に対する国民の関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

貝塚市では、「大阪府屋外広告物条例(昭和24年8月29日制定)」に基づいて屋外広告物の適正な規制・誘導を図っていきます。

- 屋外広告物法 (昭和24年6月3日制定)
- 大阪府屋外広告物条例 (昭和24年8月29日制定)
- 大阪府屋外広告物条例施行規則 (昭和49年3月31日制定)
- 大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定 (昭和49年4月26日制定)
- 貝塚市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則 (平成24年12月14日制定)

2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

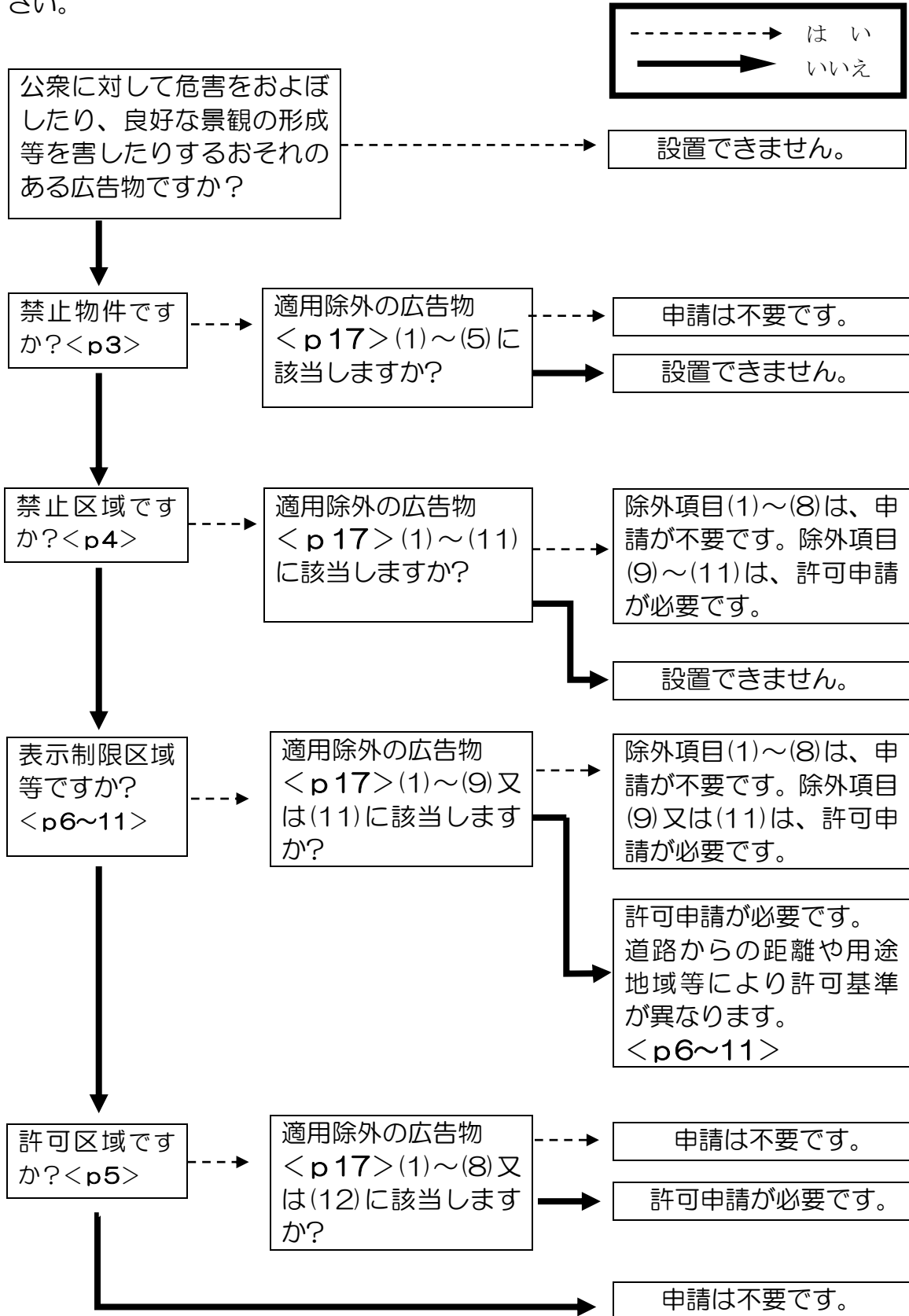
このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

※ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

1. 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
2. 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
3. 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
4. 単に光を発するもの(サーチライトなど)

3 設置のルール

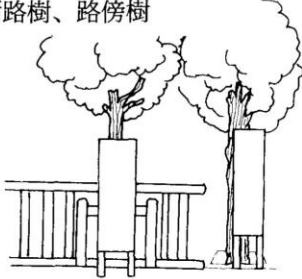
屋外広告物を適法に設置するためには、次の事項を確認の上、設置してください。



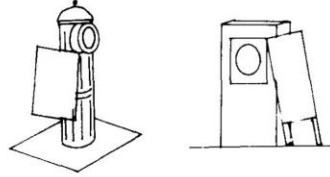
4 禁止物件(屋外広告物を掲出・設置できない物件)

次の物件には、広告物の掲出ができません。(適用除外広告物<P17>を除く。)

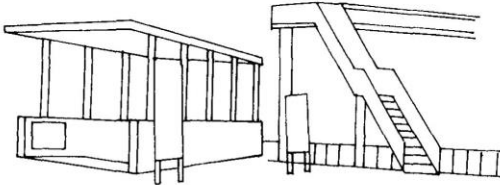
① 街路樹、路傍樹



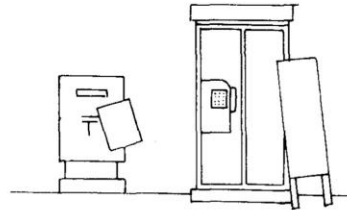
⑥ 消火栓、火災報知器



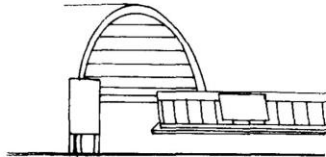
② 橋りょう、地下道の上屋



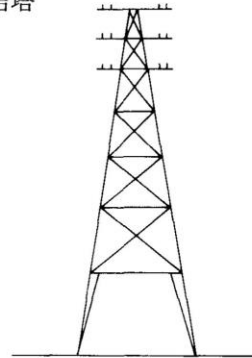
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



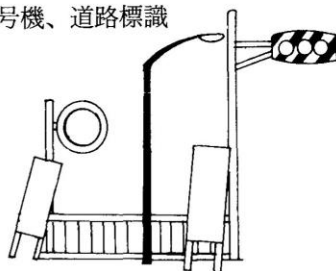
③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、
道路・鉄道の擁壁



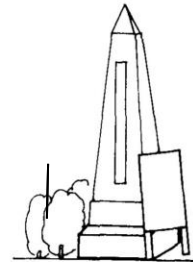
⑧ 送電塔、送受信塔



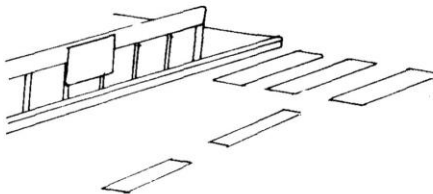
④ 街灯、信号機、道路標識



⑨ 形像、記念碑



⑤ 道路上の柵、駒止め



⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

5 禁止区域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)

禁止区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、広告物を掲出することができません。

(適用除外広告物<P17>を除く。)

1. 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域
2. 文化財保護法の規定による以下の地域
 - (1) 重要文化財（建造物に限る）に指定された敷地
 - (2) 史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域
3. 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域
 - (1) 大阪府指定有形文化財（建造物に限る）の敷地
 - (2) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域
4. 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、大阪府知事が指定するもの

貝塚市域に該当する地域はありません

5. 古墳、墓地

6 許可区域(屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所)

許可区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を掲出するには、市長の許可を必要とする次の区域です。

(適用除外広告物<P17>を除く。)

1. 都市計画法の規定による第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区
2. 景観法の規定による景観地区
3. 都市緑地法の規定による特別緑地保全地区
4. 文化財保護法の規定により定められた伝統的建造物群保存地区
5. 森林法の規定による保安林の区域
6. 自然環境保全法の規定による自然環境保全地域
7. 大阪府自然環境保全条例の規定による大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域
8. 大阪府景観計画区域又はこれに隣接する区域で、大阪府知事が指定するもの
 - (1) 金剛・和泉葛城山系区域
 - (2) 大阪湾岸区域
9. 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、大阪府知事が指定するもの
 - 国道、府道、幅員 16m以上の道路、鉄道、ならびにこれらから両側 500mまでの地域のうち、これらから(※)展望できる範囲にある区域
10. 公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場、葬祭場の敷地内
11. 社寺、教会の敷地内
12. 公衆便所の外壁

※「展望できる範囲にある区域」とは

自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は規制対象外となるが、家屋連担等的人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合には、その地域は規制対象となります。

7 許可基準

許可区域において、建物の屋上もしくは壁面に広告物を掲出する場合には、次の基準を満たす必要があります。

建物の屋上に表示する広告物 (以下「屋上広告物」という)	たて：建物の高さの 2/3 以内 よこ：建物の幅の範囲内
建物の壁面に表示する広告物 (以下「壁面広告物」という)	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

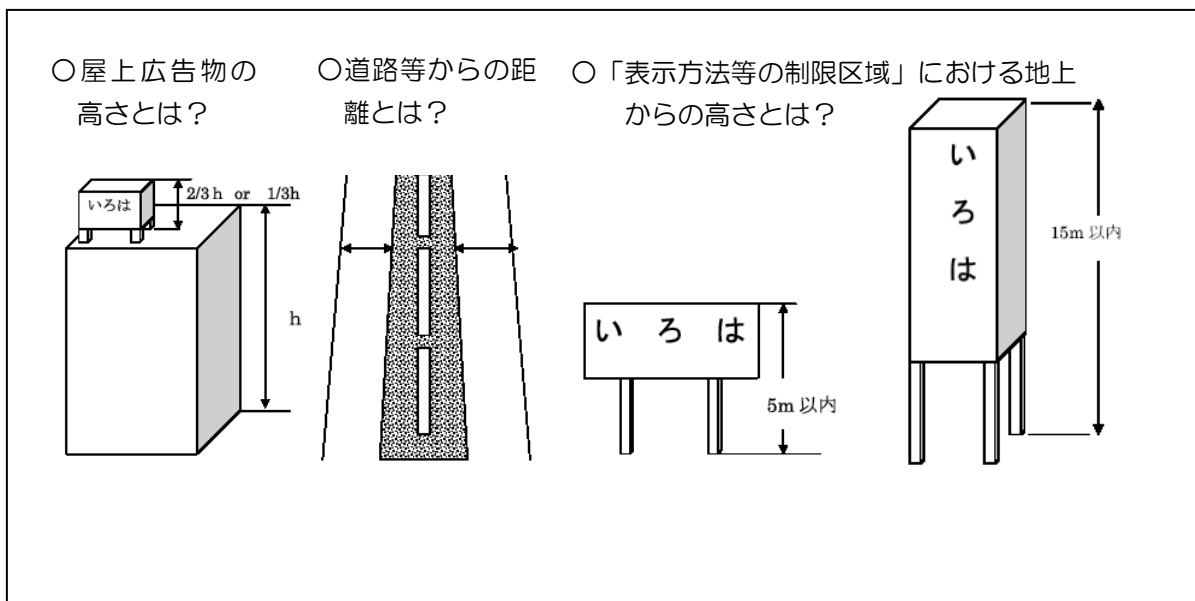
「表示方法等の制限区域」における許可基準

許可区域のうち、大阪府知事が指定する道路や鉄道等の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)は、路線等を中心とする表示方法等の制限区域【**路線型表示制限区域**】として、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。

路線型表示制限区域について、阪和自動車道、国道 170 号、国道 26 号、阪神高速湾岸線の沿線に分けられ、さらに都市計画法で定められる用途地域により分類されます。

また、大阪府知事が指定する大阪府景観計画区域(金剛・和泉葛城山系、大阪湾岸区域)については、面的な表示方法等の制限区域【**面型表示制限区域**】として、遠景に配慮した広告物の大きさの制限があります。

高さ・距離とは




【路線型表示制限区域 1】

阪和自動車道、国道 170 号、国道 26 号の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)における表示方法等の制限

本路線の沿線では、下表の用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

地域区分		形式		自家用以外の広告物			7㎡を超える自家用広告物
				道路からの距離			道路からの距離
				-100m未満	100 m 以上 200m未満	200 m 以上 500m 未満	-500m 未満
制限緩和区域	路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
その他の 広告物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内	大きさ・高さの規定なし		
	地上からの高さ	5m以内 (広告塔は 15m以内)					
一般制限区域	国道 26 号 国道 170 号	屋上 広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
	その他の 広告物等	表示面積	30㎡以内	40㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は 15m以内)				
	阪和自動車道	屋上 広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
その他の 広告物等		表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は 15m以内)				
重点制限区域	路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて	建物の高さの 1/2 以内			同左
			よこ	建物の幅の範囲内			
		その他の 広告物等	表示面積	7㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内 (広告塔は 15m以内)			

※  は、通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業区域 ・近隣商業区域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

【路線型表示制限区域 2】

阪神高速湾岸線の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲ある区域)における表示方法等の制限

阪神高速湾岸線は各都心部と空港を結ぶ主要なアクセスであり、路線沿線の良好な景観形成と風致の維持、並びに交通の安全を目的に、他の路線沿線とは異なった制限が定められています。道路からの距離が 200m未満の区域では、自家用以外の広告物が掲出できません。

地域区分	形式		自家用以外の広告物		7mを超える自家用広告物		
			道路等からの距離		道路等からの距離		
			-200m未満	200m以上 500m未満	-200m未満	200m以上 500m未満	
工業系区域	屋上 広告物	たて	掲出できません	建物高さの 2/3 以内かつ 15m以内	同左 *	自家用以外の広告物(道路からの距離 200m 以上 500m 未満欄)と同じ	
		よこ		建物の幅の範囲内			
	壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左 *
		よこ		建物の幅の範囲内			
		表示面積		取付壁面の 1/3 以内			
	その他の 広告物等	表示面積		40㎡以内			30㎡以内 *
地上からの高さ		5m 以内(広告塔は 15m 以内)	同左 *				
商業系区域	屋上 広告物	たて	掲出できません	建物高さの 2/3 以内かつ 15m以内	同左	自家用以外の広告物(道路からの距離 200m 以上 500m 未満欄)と同じ	
		よこ		建物の幅の範囲内			
		表示面積		1 表示面積 40㎡以内			1 表示面積 30㎡以内
	壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左
		よこ		建物の幅の範囲内			
		表示面積		取付壁面の 1/3 以内 1 壁面につき 40㎡以内			
その他の 広告物等	表示面積	40㎡以内	30㎡以内				
	地上からの高さ	5m 以内(広告塔は 15m 以内)	同左				
住居系区域	屋上 広告物	たて	掲出できません	建物高さの 2/3 以内かつ 15m以内	掲出できません	自家用以外の広告物(道路からの距離 200m 以上 500m 未満欄)と同じ	
		よこ		建物の幅の範囲内			
		表示面積		1 表示面積 40㎡以内			
	壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			掲出できません
		よこ		建物の幅の範囲内			
		表示面積		取付壁面の 1/3 以内 1 壁面につき 40㎡以内			
その他の 広告物等	表示面積	40㎡以内	掲出できません				
	地上からの高さ	5m 以内(広告塔は 15m 以内)	掲出できません				

* : 200m未満での工業系区域の表示内容は、「自己の氏名、名称、社章、商標」に限ります。

工業系区域	・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
商業系区域	・準工業地域 ・商業地域 ・近隣商業地域
住居系区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域

【面型表示制限区域 1】

大阪府景観計画区域のうち、金剛・和泉葛城山系区域における表示方法等の制限

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。

なお、この規制(面型)は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。

ただし、阪和自動車道は例外的に【路線型表示制限】及び【面型表示制限】の双方の規制がかかります。

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
	一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内
よこ			建物の幅の範囲内	
壁面広告物		たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等		表示面積	市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	市街化調整区域は、5m以内 (広告塔は 15m以内)	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は 15m以内)	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業区域 ・近隣商業区域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

【面型表示制限区域 2】

大阪府景観計画区域のうち、大阪湾岸区域における表示方法等の制限
これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。

ただし、阪神高速湾岸線は例外的に【路線型表示制限】及び【面型表示制限】の双方の規制がかかります。

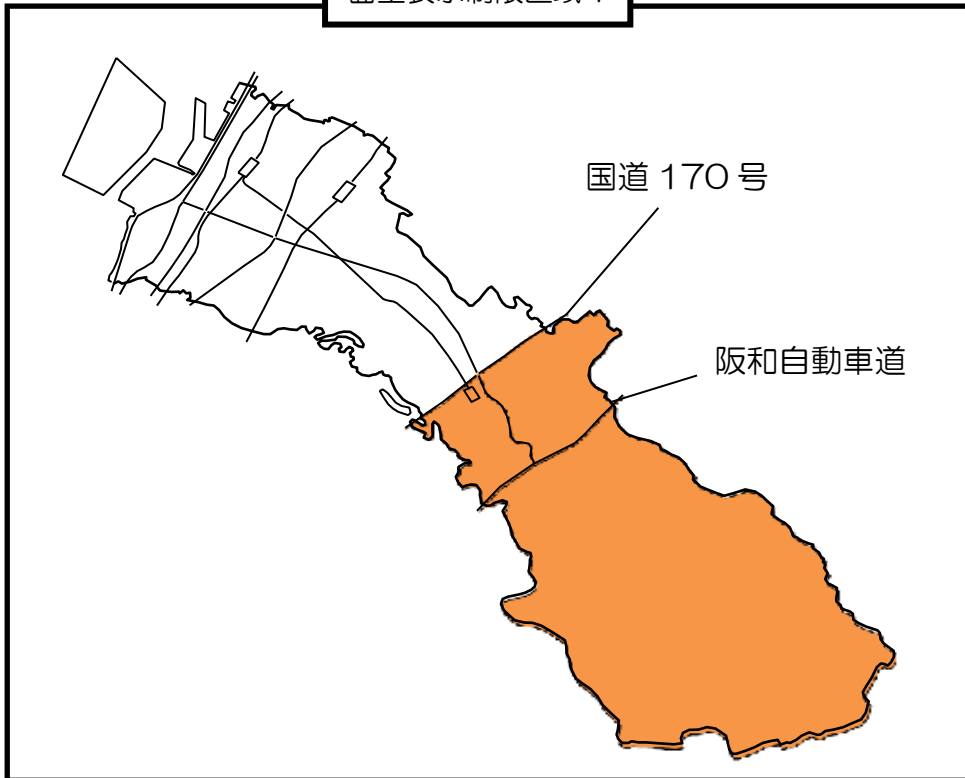
地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
	一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内
よこ			建物の幅の範囲内	
壁面広告物		たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等		表示面積	市街化区域は 20㎡以内 1 面 10㎡以内 市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内（広告塔は 15m以内）	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内 （広告塔は 15m以内）	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

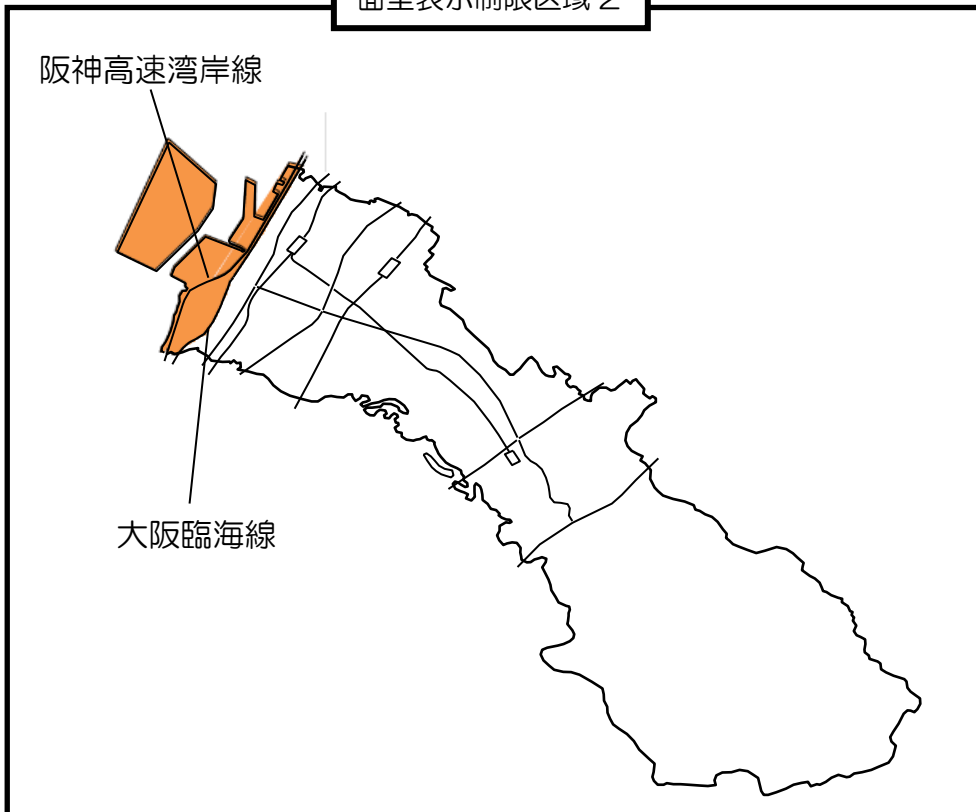
制限緩和区域	・商業区域 ・近隣商業区域 ・準工業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

表示方法等の制限区域図

面型表示制限区域 1





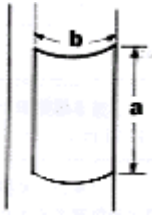
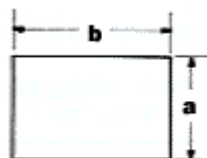
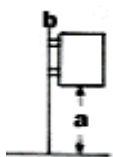
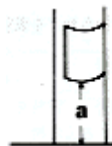
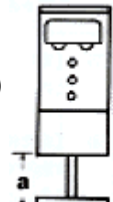
面型表示制限区域 2



8 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

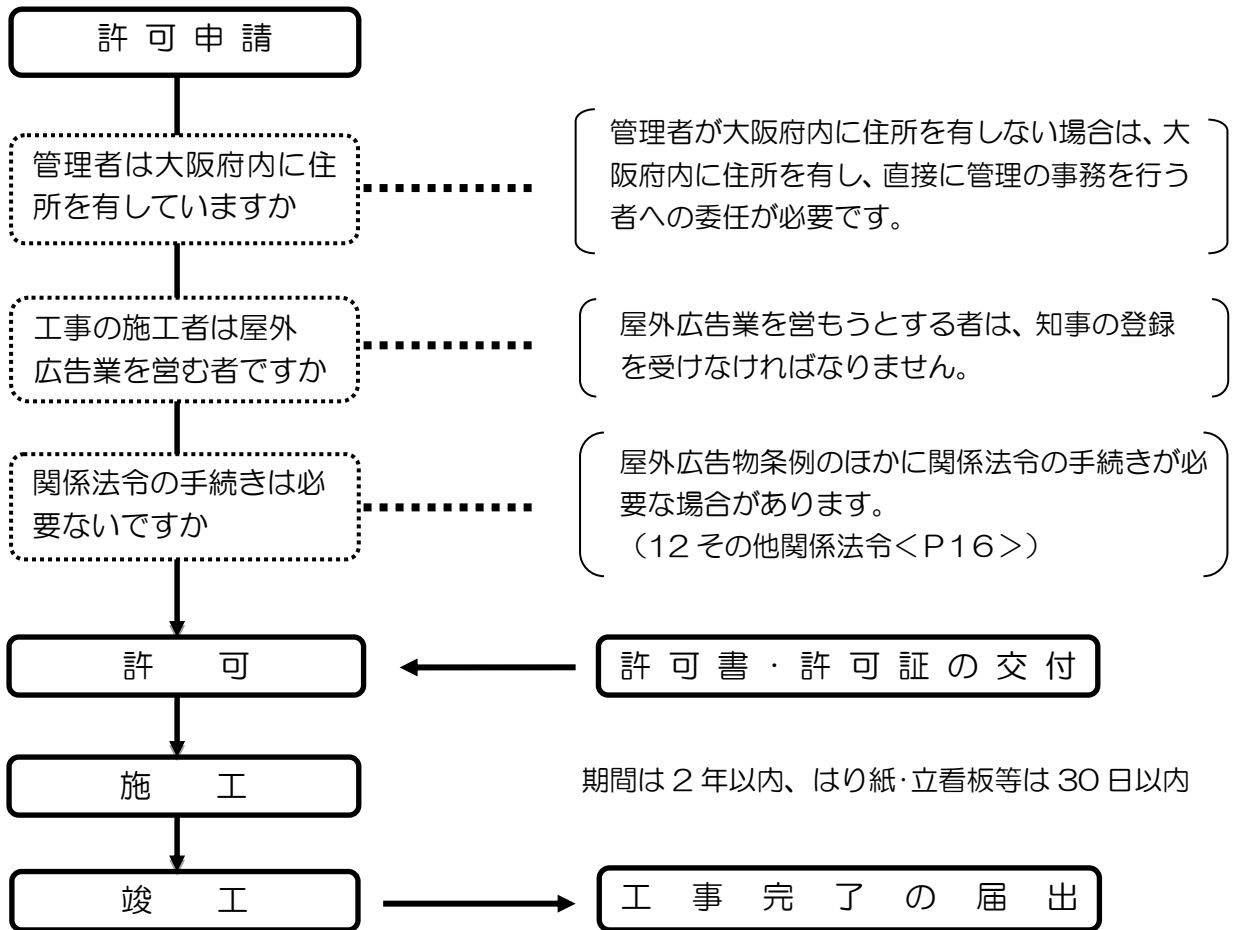
電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。(適用除外広告物<P17>を除く。)

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	府及び大阪府知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内(a) ・横 0.45m以内(b)  それ以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内(a) ・横 0.5 m以内(b) 	・縦 1.5 m以内(a) ・横 電柱の円周の範囲内(b) 	・縦 0.45 m以内(a) ・横 0.45 m以内(b) 
掲出位置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上(a) (歩道上 3.0 m以上) ・電柱との間隔 0.15m以内(b) 	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上(a) 	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上(a) 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の対向対向面・歩道側面に限る)
色彩等	① 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ② けい光塗料以外の塗料 ※ ①、②とも看板の場合に限っての制限		

9 許可申請手続き

許可区域で屋外広告物を掲出するには、市長の許可が必要です。
 自家用広告物で合計7㎡を超える広告物は、許可が必要です。
 (自家用以外は大きさに関係なく、許可が必要です。)



その他の手続き

継続許可申請 継続して掲出する場合	許可期間の満了前までに、継続許可申請の手続きをしてください。
変更許可申請 種類・数量等に変更がある場合	変更内容についての許可が必要です。変更許可申請の手続きをしてください。許可期間は、現許可書の終了期間までです。 ※変更許可手数料が必要です。
変更届 管理者・代表者等に変更のある場合	変更が生じた時は、5日以内に変更届を提出してください。
撤去届 広告物を除去した場合	広告物の掲出が不要となった時は、5日以内に除去し、完了後、撤去届出書を提出してください。

10 許可申請書類

屋外広告物の許可申請書は、市長に提出しなければなりません。

※ 許可申請書及び下記書類は、各 2 部ずつ提出してください。

種 別	添付書類	摘 要
新規許可申請	現況カラー写真	設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	配置図	
	図面関係	
	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	構造図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	配線図	広告物自体に電気設備を使用する場合
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
道路占用許可書（写）	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合	
承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	
その他の書類		
変更許可申請	現況カラー写真	変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
	変更の内容がわかる書類	（新規許可申請添付書類参照）
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
継続許可申請	現況カラー写真	広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
	安全点検結果報告書	高さが 4m を超える広告物及び掲出物件の場合必要
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
	道路占用許可書（写）	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
	承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要
	その他の書類	

11 許可申請手数料

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

区 分		単 位	手数料の額
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板 (広告塔、広告板、 建物その他の工作 物等に掲出され、又 は表示された広告 物を含む。)	2㎡未満のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に、5㎡を超 える面積が5㎡までごと に1,000円を加算した額

※ はり紙又ははり札の枚数計算は、100枚に満たない端数を100枚とします。

●ご注意ください

許可申請手数料のお支払いには、大阪府証紙をご使用になれません。

許可することが可能と審査した申請分につきましては、貝塚市が発行した納付書でお支払いください。

12 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	国道事務所(主要国道) 土木事務所(府道、一部国道) 貝塚市道路公園課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	貝塚警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	府建築指導室審査指導課 (貝塚市まちづくり課経由)
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	貝塚市消防本部
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	貝塚市消防本部
	許可又は届出 (航空法)	大阪航空局 関西空港事務所
大阪府総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合	総合設計許可 (建築基準法)	府建築指導室審査指導課 (貝塚市まちづくり課経由)
景観条例等で広告物の規制がある場合	届出等	府建築局建築企画課 貝塚市都市計画課 (貝塚市は非景観行政団体のため大阪府景観計画等の規制内容となります)
生産緑地地区の規制がある場合	許可等 (原則、許可は認められない) (都市計画法・生産緑地法)	貝塚市都市計画課

13 規制を受けない広告物(適用除外)

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部又は一部除外されます。

広告物の種類	項号	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
(1) 他の法令の規定により表示・設置するもの	1項1号	許可不要			
(2) 道先案内図その他公共上やむを得ないので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	1項2号	除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			面積が ⁴ 40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要
(3) 自家用広告物で、その表示面積が7㎡を超えないもの	1項3号				
(4) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	1項4号				
(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの					
(6) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 〔危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するもの〕	2項1号		許可不要	7㎡以内	地上から最上端まで5m以内
(7) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 〔公共上必要な施設・物件に寄贈者名などを表示する広告物〕	2項2号	除外内容 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域	・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の1以内		
(8) (6)(7)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 〔政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物〕	2項3号		(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(9) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 〔学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物〕	3項	許可必要 除外内容 ・禁止区域 ・表示方法等の制限区域	5㎡以内	地上から最上端まで5m以内	掲出個数は2個まで
(10) 自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの 〔学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療施設や社会福祉施設に表示する自家用広告物〕	4項1号	許可必要 除外内容 ・禁止区域			
(11) 電柱又は停留所標識を利用する広告物（※表示方法等の制限区域の適用は受けません）	4項2号			12ページ参照	
(12) 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	5項	許可不要 除外内容 ・許可区域	(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期(30日以内)

自家用広告物とは

自己の事業または営業を表示し、自己の事業所、営業所等に掲出されているもの

各事業所等における自家用広告物の表示内容は、次のようなものをいいます。

1. 生産を行うことを目的とする事業所
 - ・当該事業所の名称
 - ・当該事業所で生産される製品名
2. 営業、販売を行うことを目的とする事業所
 - ・当該営業所の名称
 - ・当該営業所の主たる販売品目
 - ・当該営業所の主たる販売活動の対象物
3. 事業の管理を行うことを目的とする事業所
 - ・当該事業所の名称
 - ・同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの
4. 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
 - ・当該営業所の名称
 - ・当該サービスの内容
5. 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
 - ・当該施設の名称

14 その他の注意事項

■管理義務

広告物の所有者、占有者、表示者及び設置者、並びに管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、安全管理の観点から、大阪府屋外広告物条例及び大阪府屋外広告物条例施行規則が改正（平成30年10月1日施行）され、高さが4mを超える広告物等の所有者又は占有者に対し、屋外広告士などの有資格者により安全点検の実施が義務付けられます。

併せて、高さが4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。

■安全点検

大阪府屋外広告物条例等の改正により、安全点検実施者の資格が厳格化され、次のとおり変更になります。

- ・屋外広告士
- ・特殊電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
- ・屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

ただし、平成30年（2018年）9月30日までに許可を受けた広告物については、経過措置として、平成32年（2020年）9月30日までは、従来通りの点検方法・点検資格者でも良いこととしています。

■除却義務

許可期間、掲出期間が満了したときは、遅滞なく広告物又はこれを掲出する物件を除却しなければなりません。

■違反広告物に対する措置

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、強制的に除却することがあります。

■広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

■屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。詳しくは大阪府建築企画課までお問い合わせください。

■ 罰則

条例に違反した場合には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。

きれいな街をみんなの手で

道路などの公共施設には、はり紙や立看板などが条例に違反して掲出されていることがあります。

近年、行政からの委任を受けた市民ボランティアが、これらの違反広告物を迅速に撤去する制度が府内各地で広がってきています。

まちの良好な景観や安全性を確保するため、事業者や市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



貝塚市

貝塚市 都市整備部 まちづくり課

〒597-8585 貝塚市富中1-17-1

(令和4年5月より新庁舎5階に移転致しました)

TEL 072-433-7211(直) FAX 072-433-7079(直)

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/toshiseibi/machidukuri/menu/okugaikoukoku.html>

H25.1 発行 H27.9 改訂 H28.4 改訂 H29.4 改訂
H30.12 改訂 R元.6 改訂 R4.3 改訂 R4.7 改訂